

# 土砂災害防止法とは

## 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

- 平成13年4月から施行された法律です。
- 土砂災害から国民の生命・身体を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知を行い、その区域の警戒避難体制の整備を行うように定めています。特に危険な場所については、安全対策を図ってもらうため、その範囲をお示しし、安全確保に役立ててもらうもので、特定開発行為の許可制、建築物の構造規制をするものです。

### 基礎調査の実施【都道府県】

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定のための調査

### 土砂災害警戒区域の指定【都道府県知事】

通称：イエロー区域

(土砂災害が発生した場合には、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがある区域)

### 土砂災害特別警戒区域の指定【都道府県知事】

通称：レッド区域

(警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域)

#### 〈警戒避難体制の整備〉

市町村地域防災計画への記載  
(災害対策基本法)

#### 〈建築物の構造規制〉

居室を有する建築物の建築確認  
(建築基準法)

#### 〈特定開発行為の許可制〉

災害時要援護者関連施設や住宅宅地分譲の開発行為が対象

# 土砂災害警戒区域と特別警戒区域に指定されると

## ■住民のみなさんは

### 土砂災害警戒区域（イエロー区域）

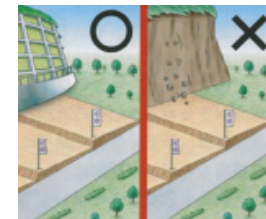
- 一般の方は、**法律による義務、規制はありません。**  
土砂災害に対する警戒避難の心がけ、準備に役立ててください。
- 宅地建物取引主任者は宅地又は建物の取引時に説明が必要です。

### 土砂災害特別警戒区域（レッド区域）

- **建築物の構造規制（住まれる方の安全確保）**
  - ・ 土砂災害に耐えることができる構造であるか、**建築確認**を受けて下さい。
  - ・ 都市計画区域外でも**建築確認**が必要です。



- **特定開発行為に対する許可制（住まれる方や利用者の安全確保）**
  - ・ 対象は住宅宅地分譲や**要配慮者利用施設**の開発行為。
  - ・ 技術基準に適合した対策工事であるか、**県知事の許可**が必要です。



- 宅地建物取引業者は、**広告、売買の契約は、県の許可後**でなければいけません。また、宅地又は建物の取引時に**特定開発行為の制限に関する事項の説明**が必要です。

# 特定開発行為に対する許可制

住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は、技術的基準に従った安全対策工事等を講じて、土砂災害を防止するとともに、開発区域及びその周辺の地域における土砂災害の発生のおそれを大きくすることのないように計画し、あらかじめ都道府県知事の許可を受けて、住まれる方や利用者の安全確保に役立ててもらいます。

## ■急傾斜地崩壊対策の安全対策工事の例

①急傾斜地の高さを低くする又は傾斜を緩くするための法切



①法面の傾斜を緩くする

②土留のための擁壁工、杭工、アンカー工など



②土留の擁壁

③法面を保護するためのコンクリートやモルタル吹付工、コンクリート法枠工など



③法面を保護する法枠工

④土砂等を堆積するための待ち受け擁壁などの施設



④土砂等を堆積するための施設

# 建築物の構造規制

居室を有する建築物の外壁等が、基準に従った構造計算によって自然現象により想定される衝撃が作用した場合においても破壊が生じない構造であるか建築確認を受けて、住まれる方の安全確保に役立ててもらいます。

## 土砂災害に耐える構造とは

- 土砂により壁が壊れないようにするための補強を行う。
- 土砂により建物を押し流そうとします。建物の移動を止めるには、基礎を深く造ったり、重たくします。
- 地盤状態、建物の規模など場所により構造条件が違いますので、詳しくは建築士などへ相談してください。

